

奈良県商業活性化協働事業審査委員会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第九十号

奈良県商業活性化協働事業審査委員会規則

### (趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県商業活性化協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第二条** 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 商業活性化、まちづくり等に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱するもの

二 関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱するもの

三 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

### (任期)

**第三条** 前条第二項各号（第三号を除く。）に掲げる者である委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

**第四条** 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

**第六条** 委員会の庶務は、奈良県産業振興総合センターにおいて処理する。

（その他）

**第七条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### **附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。